

平成28年7月21日

木更津市教育委員会 様

木更津市学校給食費検討委員会
会 長 渡 邊 文 男

小中学校における給食費の適正な額等について（答申）

平成28年5月30日付け木学給第109-5号で諮問を受けたこのことについて、下記のとおり答申する。

記

木更津市の学校給食費は、平成20年に現行の額として以来据え置かれており、この間に基本物資である米・パン・麺・牛乳価格の上昇により、おかずに係る食材費は、年々減額されている状況である。

また、平成26年4月の消費税の増額改定、近年の食材の高騰、諸物価の上昇により学校給食における食材費が年々増加する状況となっている。

こうした状況を総合的に勘案した結果、現行の学校給食費では、今後、地産地消の推進、地元産を基本とする食材の調達など安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある学校給食の提供が困難であること、また本市が推進するオーガニックなまちづくりの「食育」の観点からも地元生産者の生産物、特産品を活用した献立内容等、学校給食のより一層の充実が望まれることから、小中学校における給食費の適正な額等については、次のとおり改定することが妥当である。

1 改定時期について

平成29年4月1日

2 改定額について

改定後の小中学校における給食費については、次のとおりとすることが適当である。

○一食あたりの単価	(改定前)	(改定後)	(値上げ幅)
小学校	253円	265円	12円の値上げ
中学校	305円	320円	15円の値上げ
○年間給食費	(改定前)	(改定後)	(値上げ幅)
小学校	48,400円	50,700円	2,300円の値上げ
中学校	58,300円	61,200円	2,900円の値上げ

3 その他 現行どおりとするもの

- (1) 給食の回数は現状と同じ191回
- (2) 小学校で低学年・中学年・高学年の差は設けない。
- (3) 給食センターと親子、単独校で差は設けない。